

こんな時には

検察審査会へ

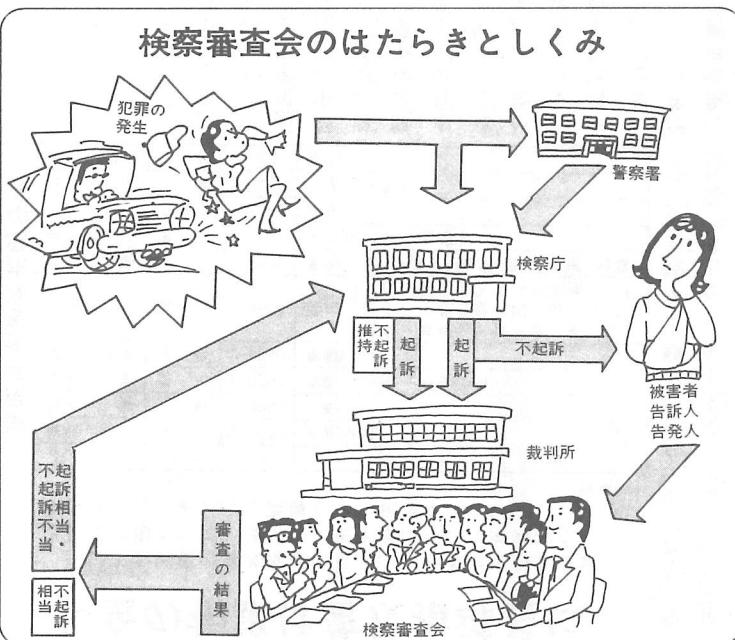
検察審査会とは

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかつたこと（不起訴処分）のよしを審査するのを主な仕事とするところです。

検察審査員の選び方は

まず、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に基づいて、くじで検察審査員の候補者を選びます。その中から、検察審査会事務局長が再びくじで検察審査員を決めます。また、検察審査員に欠員ができたときはや検察審査員が審査会議に欠席したときに備えて、同様の方法で、同数の補充員が選ばれます。検察審査員、補充員の任期は6か月です。

審査の結果は



検察審査会で審査した結果、更に詳しく捜査をすべきである（不起訴不当）とか起訴をすべきである（起訴相当）といふ議決があつた場合は、検察官は、この議決を参考にし

内 (☎ 04797②1300)
八日市場検察審査会は、千葉地方裁判所八日市場支部構内

費用は、場所は

申立てや審査の費用は、一切国が負担し無料です。

結果、起訴をするのが相当あるとの結論に達したときは、起訴の手続がとられます。

て事件を再検討します。その結果、起訴をするのが相当あるとの結論に達したときは、起訴の手続がとられます。

文化講演会

無着成恭先生 来たる!!



- 昭和2年山形市に生まれる
- 昭和23年教職に就いてから昭和58年に退職するまでに「山びこ学校」など多くの著書を出版
- 現在、ラジオ、電話などによる教育相談、佛教相談に携わるほか、難民救済活動に参加、活躍中

日 時
7月12日(月) 午後1時半から
場 所
文化会館
テー マ
「21世紀の子ども達のために」
入場は無料です。

ご存知ですか？

人権擁護委員制度

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の

基本的人権を擁護し見守る、民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

横芝町には、法務大臣から

委嘱された人権擁護委員とし

て、次の方々がおります。
横芝1355-2
姥山67
土屋 長八(②)1968
北清水2500
鈴木 栄(②)2750

めでたく選ばれました。
◎相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。